

文書の電子保存について

国民等から行政機関への申請・届出等の書類は電子メールでも送付可能となった。
また、企業から顧客に交付する契約書類は電子メールでも送付可能となった。

(行政手続オンライン化法〔H15/2施行〕、書面一括法〔H13/4施行〕など)



しかし、帳簿書類、領収書、注文書等の文書の**電子的な保存**は未だ法律で認められておらず、企業はこれらの書類を紙で保存。このため、倉庫等における書類の保管コストなど、企業にとって負担。これらの電子化が容認されれば、電子化のコストを差し引いても、相当のコスト削減効果が期待。



(経済界全体の保存コスト試算：年間約3,000億円)
(経団連試算)

